

## Q&amp;A: 『GDPR 規制具体化の動向と市場調査業界への影響』セミナー

No.	質 問	回 答
1	<p>オンラインの説明が中心だったが、EU 域内で他手法の調査業務を遂行する際に、具体的に問題になることは？</p> <p>例えば GI、店頭観察、ホームビジット等？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者と直接接触する機会のある調査手法であれば、基本的に P マークをはじめ当業界が取り組んできた個人情報保護法対応でほとんどの規制はクリアできる見込みです（何よりも、直接的に同意を取得することが可能です）。</li> <li>ただし、EU 域内で調査業務を遂行する以上、個人情報の取得・利用等については、GDPR や各国特有の個人情報保護法制に従う必要がありますので、実施地における個人情報保護法制についての事前調査をお勧めします。</li> <li>・ GI やホームビジットの場合、事前の全員の明確な同意（と保護措置）があれば個人データの移転は可能です。</li> <li>・ なお、店頭観察調査で動画や静止画を取得する場合には同意取得が困難なため、注意が必要です。詳細は今後のガイドライン等の動向によりますが、モザイク処理などが必要になる可能性を考えておいたほうがよさそうです。</li> </ul>
2	<p>EU 市民の定義は？</p> <p>訪日観光客（EU 市民を含む）調査等は対象となる？</p> <p>また、日本で就労している EU 国籍の人への調査は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ EU 市民の定義は、正確には「EU に在住し、EU 法が適用される個人」です。</li> <li>・ 「EU 域内で事業を行っている企業の活動に関連する個人データの取扱い」が GDPR の適用対象です。</li> <li>従って、データの取扱いが日本国内に限られる訪日観光客調査は GDPR の対象となりません（そもそも、詳細な個人データを収集するケースはごく少ないと思われます）。</li> <li>・ 同様に、日本に居住（在留）、就労している EU 国籍者への調査であっても、データの取扱いが日本国内に限られる場合には、GDPR ではなく日本国内法が適用されます。P マーク規制に沿って対応すれば問題ありません。</li> <li>（逆に、EU 域内に居住（在留）し、EU 法が適用されている日本国籍者に対して EU 域内で調査を実施する場合には、GDPR の対象になります）。</li> </ul>
3	<p>テキストマイニングの件で、Twitter などがユーザから同意を得て取得したデータを調査会社が分析するのであれば問題ないのでは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうなってくれるのであればその通りですが、今回は著作権制度改革という文脈の中で、そもそも Twitter 等による従来の同意取得が不十分（＝規制強化に適合しない）とみなされているものと理解しています。</li> <li>・ 現状では、ESOMAR サイドの交渉の進展を見守るよりほかはない状況ですが、続報が入り次第、広報してまいります。</li> </ul>

4	EU→日本A社→日本B社というデータの流れる場合、A社とB社の間も域外移転にあたるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に「EU→日本A社」間がデータの域外移転に当たり、B社の責任まで問われることはないと思われます。</li> <li>・ただし、B社がA社の不正なり対応不備を知っていた場合、あるいは違法な移転をそそのかしてデータを取得したような場合には話は別です。共犯とみなされる可能性大でしょう。</li> </ul>
5	「誰が使うか」を知らせる際、クライアント名を開示する必要があるか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこまでの開示が必要かは、ガイドラインまたは行動規範の確定待ちになりますが、どうしても求められた場合には「調査終了後にお知らせします」といった対応になると思われます。</li> </ul>
6	仮名化データには個人識別の可能性があるが、GDPRの規制対象外でよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人データの管理者または処理者（調査会社、アクセスパネル事業者、またはクライアント等）のうち、識別子を保有・管理している事業者には重い責任が課されますが、識別子を含まず、また復元不能な仮名化データのみであれば（GDPR規制の下で）自由に流通させられる、ということです。</li> </ul>
7	同意の記録はどのくらいの期間、どのような形式で残せばよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クライアントとの契約で特段の定めがなければ、基本的には12カ月間で、形式は問われません。</li> <li>・ただし、短期間に頻繁に実施される調査等では不都合が生じることもあるでしょうから、クライアントとの契約でより短く定めることは可能です（＝契約が優先される）。 形式も、契約に定めがあればそれに従うことになりますが、一般的には調査会社にとって検索や保存が容易な形式でよいと考えられます。</li> </ul>
8	オンライン調査の実画面を残す必要はあるか？また、保存期間は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の仕様、クライアントとの契約によりケースバイケースと思われますが、現時点では特段の定めはありません。最低限、最終調査画面のハードコピーが残されていればよいでしょう。</li> <li>・保存期間は上述と同様に、12カ月間または契約に従うことになるでしょう。</li> </ul>
9	日本が十分性認定を受けられた場合、調査実施上の注意点は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に認定が受けられ、運用細則やガイドラインが公表されないと何とも言えませんが、データ移転に関してはデータ受領後、日本の個人情報保護法（やPマーク）に沿った管理をしっかりと行っていけばOK、ということになるものと思われます。 ただし、EU域内で調査業務を遂行する以上、個人情報の取得・利用等についてGDPR及び各国特有の個人情報保護法制に従う必要があります。</li> </ul>

10	<p>事故発生時に 72 時間以内に届け出る DPA 当局は、具体的にどこなのか？</p> <p>日本法人の場合にも届出先は欧州なのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ベルギー（ブリュッセル）の DPA 本部、または各 EU 加盟国に DPA の出先機関が置かれることになれば、そちらになるでしょう。</li><li>・ 日本企業でも GDPR の規制対象になる事業活動を行っていれば、責任者（EU 居住者）を EU 域内に置く必要があります。その人または部署が、当該地域を所管する DPA の担当組織に届け出ることになると思われます。</li><li>・ なお、例えばあなたの会社が単なるオンライン調査の発注者であって、データの管理・処理責任が現地のアクセスパネル事業者にある場合には、そのアクセスパネル事業者が届け出の責任を負うことになります。</li></ul>
----	--	--